

復興交付金制度の弾力的かつ積極的な運用を求める意見書

東北地方沿岸部を中心に数多くの自治体が壊滅的な被害を受けた東日本大震災から3年が経過した今日も、本市をはじめ被災自治体は、創造的発展と住民の生活再建を念頭にふるさとの再生と地域社会の一日も早い復旧・復興に向け、懸命に努力を重ねています。

本市においては、復興への基本理念のもと復興まちづくり計画を策定し、復興交付金を活用した高台移転事業をはじめとする各種事業をほぼ計画通り推進しているところであり、深く感謝を申し上げます。

本市は現在、被災者との合意形成を基本に住民自治のもと新しいふるさとの生活環境整備、生業の復活、街並みづくりをはじめとしたコミュニティづくりに留意した事業展開をしております。

この取り組みの中で、被災者の不自由な仮設住宅での生活、移転先地での生活環境への期待と不安の精神的葛藤等、精神的・物的依存への対応も多様化しています。また、各種復旧・復興事業が進むにつれ、事業の長期化に伴う加速化対応、移転跡地利活用で企業誘致や雇用の拡大の促進も望まれます。

特に復興交付金、効果促進事業の推進にあっては、再調整が必要となる事例が多く長時間を要します。

本市に配分された多くの交付金は、国民からの大切な税金として、感謝して各種事業に活用しておりますが、復興を加速させるためにも「5年間となっている事業期間の延長」や「効果促進事業の弾力的使途」など、交付金本来の理念に沿って、被災自治体の判断に委ね、今まで以上の弾力的な制度運用や、柔軟性ある資金運用を前提とし、被災地へ最大限の支援が行われるよう強く要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月25日

宮城県東松島市議会
議長 滝 健 一

衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 山崎 正昭 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 新藤 義孝 様
文部科学大臣 下村 博文 様
農林水産大臣 林 芳正 様
国土交通大臣 太田 昭宏 様
環境大臣 石原 伸晃 様
復興大臣福島原発事故再生総括担当 根本 匠 様